

9 月定例議会開催

9 月 1 日 (月) ~ 9 月 24 日 (水)

9 月定例議会が再開され、条例の改正・制定や人事案件など 13 案件と補正予算合わせて 21 議案のほか、昨年度の決算認定 3 件と報告案件 1 件を審議し、24 日閉じました。

議案 (抜粋)

◇犬山市子ども屋内遊戯施設の設置及び管理に関する条例の制定

ヨシズや犬山店の 2 階に整備中の屋内型キッズスペースの整備に係る制定

利用時間	午前 10 時から午後 5 時まで
休業日	なし ヨシズやが休業の場合臨時休業
使用料	市民 1 日 300 円 (土日祝や夏休みなど 500 円) 市民以外 1 日 600 円 (土日祝や夏休みなど 1000 円) ※ 3 歳未満の児童は無料 ※ 障害者は半額、介助者 1 人は無料

◇犬山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正
(効果) 子の体調不良により付き添いが必要となる場合や、保育園等の行事に参加する場合などに部分休業を取得することができるようになり、職員の働き方の選択肢が増える。

◇犬山市旅費支給条例の全部改正

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に準じ、条例の全部を改正するもの。

◇犬山市手数料条例の一部改正

① コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機を利用した住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付に係る手数料の額を改定

改定前； 1 通 200 円 改定後； 1 通 100 円

※ 特例措置として、令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までの期間に限り、1 通 10 円で。又、コンビニ交付にはマイナカードが必要。



② 固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書等の交付

証明書交付について用紙 1 枚、または課税台帳 1 冊を 1 件の閲覧としていたものを 1 納税義務者をもって 1 件に改正

◇犬山城入場登閣料等徴収条例の一部改正

令和 8 年 3 月 1 日より改訂

区分	改正前	改正後
一般	550 円	1,000 円
小中学生	110 円	200 円

◇犬山市都市公園条例の一部改正

施行日：令和 7 年 12 月 1 日

区分	改正前	改正後
全面 (更衣室 2 室を含む。)	4,820 円	9,070 円
半面 (更衣室 1 室を含む。)	2,410 円	4,540 円

◇財産の取得について (消防ポンプ自動車)

購入金額 金 22,330,000 円

消防団第 1 分団車両として配備。また、今回更新する消防ポンプ自動車は、車両総重量 33.5t 車のため、普通免許で運転可能です。



◇令和 7 年度犬山市一般会計補正予算 (第 4 号)

- ・ 城東中学校地質調査業務 歳出：11,022 千円
- ・ 市民文化会館大規模改修工事
歳入：補正予算要求額 217,776 千円
歳出：補正予算要求額 286,641 千円
- ・ 南部公民館大規模改修工事
歳入：補正予算要求額 125,634 千円
歳出：補正予算要求額 166,055 千円
- ・ 橋梁長寿命化事業 (橋梁長寿命化)
歳入：補正予算要求額 10,950 千円
歳出：補正予算要求額 11,566 千円
など計 926,516 千円 (増)

これまでの一般質問や答弁については、ホームページからご覧いただけます。市政について判らないことなどがございましたらお気軽にご相談ください。



9月定例議会 私の一般質問(要約)

※ 掲載の無い質問については「清美ホームページ」をご覧ください。

(質問) 件名3 要旨3 眺望景観について

Q(要旨) 犬山城天守閣から南を望む写真中央奥に位置する少しこんもりとした山が、ご承知のとおり小牧城を擁する小牧山です。また、天守閣から北を望みま



犬山城天守からの眺望

すと、現在の岐阜城を観ることができます。歴史上重要な二つのお城を眺望できる犬山城は、やはり素晴らしいと感じています。そして、天正12年の「小牧・長久手の戦い」は、後の天下人である秀吉と家康が直接対決した唯一の戦いであり、当時の状況とは異なっているものの、犬山城天守閣からは、その方向と距離感を実感できる唯一の景観であると考えます。そこで、小牧・長久手の戦いや小牧城について、市としてどう捉え位置づけているのか、お尋ねします。

A ここ犬山の地は、戦いにおいて大変重要な役割を果たしています。小牧山城は、家康の本陣が敷かれた場所であり、小牧・長久手の戦いゆかりの地の中でも、特に重要な場所であると認識しています。当市としましては、「真の天下分け目の一戦」である小牧・長久手の戦いの周知を図るため、「小牧・長久手の戦い同盟」の取り組みに積極的に参加するなど、様々な事業を進めるとともに、現在は、令和8年の大河ドラマ「豊臣兄弟」に向けた取り組みを進めています。

Q(再質問) 犬山市景観条例第9条には、眺望景観保全地区を指定することができるという規定があります。再度、写真をご覧ください。写真左手に少し高い建物が建っていますが、これは、村田機械さんの立体倉庫

で、高さは約45.5メートルです。市内で2番目に高い建築物だと思います。また、国土地理院のGSIマップを掲載しましたが、図中の緑線が犬山城と小牧城を結ぶ線となり、その距離は約11キロメートルです。この直線に沿った形で、まずは犬山市内に眺望景観保全地区を指定すべきと提案いたしますが、いかがでしょうか。

A 犬山城天守閣から小牧山城を望む眺望は、景観計画の中でも保全を目指しています。犬山城と小牧城の位置関係ですが、国土地理院地図の断面図によりますと、犬山城の本丸と、小牧山城が建つ場所の標高はいずれも約85mで、ほぼ同じ高さであり、犬山城天守閣の標高は、約100mとなります。地形的には、犬山城下町から小牧山の麓まで順に低くなっていきます。犬山城から小牧山城までの内、市内の範囲は約2kmで、景観計画における「城下町ゾーン」「木曽川河畔ゾーン」「市街地ゾーン」を通過していきます。高層建築物が建つ可能性があるのは市街地ゾーンとなりますが、標高は約45mで、犬山城天守閣の高さ100mとは約55mの差があり、18階程度までの建築物であれば眺望は阻害されないこととなります。また、全てのゾーンに高さの基準を設けており、それに合致させることで、現状の景観条例の届出制度でも高さに関する指導は可能と考えます。犬山城天守閣から小牧山城を望む眺望については、「眺望景観保全地区」の指定ではなく、現状の届け出制度を活用して保全を図っていきます。



下水道使用料の引き上げを可決しました

賃上げ低迷や物価高騰のなかですが、公共下水道使用料の値上げを可決しました。(主な理由)

- ・平成31年に国の要請により公営企業化し独立採算の原則が適用されたこと。
- ・使用料で賄うべき費用が現状では賄えていないこと。
- ・不足分については一般会計から補填。その額はR8年で1.6億円、R8年から



11年の累計で7.8億円となり、下水道供用区域外に住む方の不公平感を解消する必要があること。
・公費を投入することにより一般会計を圧迫し、従来の市民サービスの低下を招く恐れがあること。
などです。なお、引き上げ率は令和8年4月1日から25%、令和11年4月1日から更に25%で、現行の1.5倍となります。何卒ご理解のほど宜しくお願いします。

